

## 平成 30 年 11 月 27 日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 希望の党の松沢成文でございます。

私は、貸与型奨学金の超過回収問題について今日は伺っていきたいと思います。

日本学生支援機構が未返還の奨学金の支払を保証人へ請求する際に、半額の支払義務しかないにもかかわらず全額の返還を請求し、応じなければ法的措置をとる旨を伝えているということが問題となっています。

学生が奨学金を借る場合に、連帯保証人と保証人それぞれ一名ずつ付けることが求められています。そして、本人と連帯保証人が返還できない場合、保証人の支払義務、返還義務は二分の一になると民法で規定されています。これを分別の利益といいます。

衆議院の議論でもあったようですが、文科省及び機構の考え方は、分別の利益は、法解釈上、保証人から主張すべきものであり、全額回収することに問題はないというふうにお答えになっていますが、そういう認識でよろしいのでしょうか、大臣。

○国務大臣（柴山昌彦君） 単純保証人に対して奨学金の返還未済額の総額を御指摘のとおり請求をしております、日本学生支援機構がですね。

その場合に、保証人の側から分別の利益を申し出るか、又は保証人が機構に返還した額について返還者の本人あるいは連帯保証人、他ですね、に対して求償権を行使するかについては保証人の判断に委ねられているというところでございます。返還未済額の総額を支援機構側から請求することについては法的には問題ないという考えだと伺っております。

○松沢成文君 時間がないので一つ飛ばして三問目に行きますけれども、報道によりますと、機構と返済計画を合意して返還中の保証人にのみ二分の一の減額を認め、返還中であっても裁判や和解で確定している場合や返還が完了している場合には一切減額は認めないというふうに言われておりますけれども、これで間違いはないのでしょうか。機構と返済計画を合

意し返還中の保証人のみ二分の一の減額を認めるということは全体から見ると極めて不公平だと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 先ほど申し上げたとおり、分別の利益というのは請求を受けた側が抗弁として主張されるという性質のものでございます。

ということでございますので、機構との間で返還計画が合意されて返還中の保証人、これは要するに保証人が分別の利益の申出があった事例ということだと思いますけれども、その場合には当然のことながら減額に応じておりますけれども、返還中であっても裁判や和解によって返還額が確定している場合ですとか、あるいは返還が完了してしまっている場合には減額には応じていないというように承知をしております。

一度判決が確定すると再度判決の内容を争うことができなくなること、また保証人が分別の利益に基づく負担部分を超えて弁済した場合についても、弁済としては法的に有効であるとともに、保証人はさっき申し上げたように求償権を行使できることから、こういった違いが出てくるというように聞いております。

○松沢成文君 昨日文科省からいただいたデータで、機構と返還計画を合意している保証人は三十六件で約三千五百万円、また裁判や和解で返還が確定した保証人は二百六十六件で約四億一千万円という数字をいただきました。

これ減額が認められる機構と返還計画を合意している保証人よりも、減額が認められない裁判や和解で返還が確定した保証人の方が何と七・四倍も多いわけですね。圧倒的であります。同じ返還中の立場であるにもかかわらず、圧倒的に多くの保証人に減額が認められていないというのもこれ極めておかしな形だというふうに思います。

そこで、大臣にお伺いしますけれども、機構の説明では、二〇一七年度までの八年間で、八百二十五人の保証人に総額約十三億円を全額請求したということでありましてけれども、まだこの詳細が明らかになっていません。

これまで何人の保証人に二分の一を超える金額を請求したのか、また何人の保証人から二分の一を超える金額を幾ら回収したのか、大臣、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人（義本博司君） お答えいたします。

日本学生支援機構によりますと、二〇一〇年度から二〇一七年度までの八年間で保証人に請求した総件数は八百二十五件、これは委員御指摘のとおりでございますけど、総額約十三億円でございますが、このうち、その半分に当たります約六億五千万円が二分の一を超える額として請求したものと聞いておりますけれども、回収した金額については現時点では集計できないというふうに聞いているところでございます。

○松沢成文君 それでは、請求した保証人に対してこれまで分別の利益を認めた件数はどれほどでしょうか、また、それにより減額された額の合計はいかほどでしょうか。

○政府参考人（義本博司君） 保証人から分別の利益の申立てを日本学生支援機構が受けまして、それに応じた件数は二〇一八年の十月時点におきまして三十一件、債権総額としまして約六千万円でございます。このうち、分別の利益により減額される総額は、先ほどの約六千万円の半分の三千万円でございますが、実際に回収した金額は約千六百万円と日本学生支援機構から聞いておるところでございます。

○委員長（上野通子君） 時間ですのでおまとめください。失礼しました。まだありました。ごめんなさい。

○松沢成文君 私も分別の利益になっちゃいますから、二分の一になります。

分別の利益を知っていてこれを主張した人というのは、八百二十五人中三十一人ですよ。僅か四%弱です。大半の七百九十四人は、九六%の人は分別の利益があり、自分が支払わなきゃいけない額が半額になるということを全く知らなかったということですね。これ、本当に私は大きな問題だと思います。

さあ、そこで大臣に伺いますが、分別の利益の主張と返還請求権というこの民法上の法解

積の問題というのはあるんですけども、それはさておき、保証人から二分の一の支払義務しかないという主張がない限りは法的措置をちらつかせて全額を回収しようという姿勢には私は極めて問題が大きいと思いますが、いかがでしょうか。また、機構から返還を求められたときに、あえて説明もない中で、返還義務が二分の一になる分別の利益というものが自分にあることを知っている保証人は極めて少ないということです。少なくとも、保証人の請求時に分別の利益があるということを私は伝えておくべき、それが私は当然だと思いましたが、いかがでしょうか。

**○国務大臣（柴山昌彦君）** 今御指摘になったとおり、日本学生支援機構の立場は、分別の利益を保証人の方が自ら申し出るか、あるいは保証人が機構に返還した額についてその求償権を行使するかということを保証人の判断に委ねさせるということから、機構からはこれまで分別の利益については個別に説明を行うことはしていないということだったんですけども、文部科学省としては、滞納している奨学金の回収に関する保証人の返還請求については、日本学生支援機構としての対応の、今、考え方も含めて、しっかりと丁寧かつ分かりやすく説明をしていただかないと全く状況が分からないということになろうかと思えます。

ですので、日本学生支援機構に対して、いずれにいたしましても、考え方をしっかりと説明をするように指導をさせていただきました。

**○松沢成文君** 何か他人事ですよ。やっぱり、文科省傘下の独立行政法人ですよ。そのやり方でもう本当に不平等があって、苦しんでいる人がたくさんいるわけですよ。それを政治のリーダーである文科大臣はきちっと指導をして改善させる、これは私は大臣の大きな責務だと思いますよ。

ここに、ちょっと引用したいんですけども、この機構の運営評議員の委員を務める小林雅之さんという東大の教授がこう言っているんです。この問題は奨学金事業をどう運営するかに関わるだけに、機構に任せるのではなく、制度を設計する文部科学省など国が方針を定

めて対応すべきだと言っているんです。それから、この機構の実は遠藤理事長さん、この方自ら、機構理事長が言っているんですよ。分別の利益が現実の問題となるのは法的措置に入るところなので、その前に保証人に伝えるのは一つの大きな改善点だと言っているんですよ。機構の理事長もここ改善しなきゃいけないと言っているし、運営評議会の委員の東大の専門家の先生も文科省がきちっと方針を示して改善しなきゃどうしようもないだろうと言っているわけですよ。

ですから、保証人への返還請求する際には、まず、大臣、分別の利益があるということを伝えるという方針を政府がしっかりと明らかにして、監督下にある独立行政法人である機構を指導、こういう形で指導すべきであると考えますが、いかがでしょうか。そして、現在返還中の保証人や今後返還請求をする保証人に対しては分別の利益を有することを必ず伝えるべきであると考えますが、そのように機構をきちっと指導いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 先ほど申し上げたように、日本学生支援機構に対して考え方を説明しろと言ったところ、支援機構側からは、今後、保証人の権利及び義務について、例えば、貸与の申込段階においては、奨学金案内の冊子、パンフレットへしっかりと記載してもらおう、あるいは返還誓約書提出時にしっかりとした説明をしてもらおう。貸与終了段階においては、返還のてびき、冊子への記載、また、返還説明会における説明、その他機構ウェブサイトへの掲載など、様々な機会を利用した周知について検討しているというお話を伺っております。

文部科学省といたしましても、今議員が御指摘のとおり、保証人の方々に御理解をいただけるように機構において丁寧な対応をしていただくよう促してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 機構に丁寧な対応をお願いしますというのではなくて、やはりこれ、文科省

の大臣として、こんなやり方は改善せよと命令しなきゃ駄目ですよ。

もう一つ言いますけれども、私は、保証人全員に今まで取り過ぎた分を返還するぐらいの政治決断があってもいいと思いますよ。機構と返還計画を合意している保証人のみならず、裁判や和解で返還が確定した保証人、あるいは全て返還が終わった保証人に対しても、民法上の二分の一の分別の利益を全く知らせずに全額いただけるものは取っちゃえとって平気の平左なんですから、こんな不公正な世の中ないですよ。ここをきちっと政治判断して改革するのが私は大臣の役目だと思いますが、大臣、そういう気概はあるんでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 前回は申し上げましたけれども、既に支払が済んでいる分については債務が消滅しております、返還義務というものは発生をしないということになるかと思いますが、そもそもは、やはり貸与型の奨学金というのは返還するのが筋でありますので、その部分についてはやはり本人がしっかりと求償に応じていくということが本則だと思います。

ただ、今御指摘のとおり、保証人が自らの権利について全く知らないままに請求に応じるということが必ずしも妥当ではないというところは十分先生の御指摘にも理由のあるところでもありますし、今おっしゃったように、日本学生支援機構も、今後そういうのの説明についてはしっかりと対応していくということでございますので、是非御理解をいただけたらと思います。

○松沢成文君 最後に、私ちょっと制度の改善案の提案があるんです。これ、大臣、通告していませんから、大臣のちょっと私の提案に対する感想を聞かせていただきたいんですが。

人的保証制度である連帯保証人と保証人を共に立てるという仕組みは、これ政府系や民間の金融機関ではもうほとんど例がないんですね。一九四三年の奨学金創設時より変わらない親族まで巻き込む人的保証制度というのは、もう私は見直すべき時期に来ているんじゃないかと思います。

現在でも、本人はこうした人的保証でなく機関保証というのを選ぶことができるんですね、現在の制度でも。機関保証というのは、一定の保証料を支払うことによって、将来延滞した際には保証機関、これは日本国際教育支援協会ですね、公益財団法人の、この保証機関が債務者に代わって奨学金の返済をする制度です。簡単に言えば、中小企業が金融機関にお金を借りるときに信用保証協会を付けると、そういうような仕組みですよ。こういうような機関保証に私はもう変える時期に来ているんじゃないかと思っているんです。

といいますのは、やっぱりこの保証人制度で本当に困っちゃっている人たくさんいるわけですよ。本人も連帯保証人も経済的にもう困って逃げちゃった、あるいは亡くなってしまっている。で、全部ある日突然保証人来て、それも、機構は不親切ですから、二分の一になるのも、それも言ってくれないから。もう、いや、このままだと法的措置になりますよと脅されて全額払わされて、もう年金生活者が毎月何万円と返しているんですよ。こんな不公正な制度ない。だから、抜本的に変えるには、機構とよく相談して、これまでの人的保証制度から機関保証制度に変えていく、これぐらいの大改革をやらないと、こういうことがずっと続いていくんですよ。

大臣、いかがですか、それぐらいのことをやっていただきたいと思いますが。

**○国務大臣（柴山昌彦君）** 保証人自身が親族として非常に過大な請求に苦しんでいる実態があるということは議員御指摘のとおりですので、そこは、今おっしゃった例えば機関保証をもっと増やしていくと。現在でも四五%が既に機関保証に入れ替わっているということなんですけれども、これを、やはり今おっしゃったように、親族が過大な取立てに悩まないように、しっかりと増やしていくよう我々としても後押しをしてまいりたいと考えております。

**○松沢成文君** できれば全て機関保証に持っていくぐらいの改革を行っていただきたい、そのことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。